

# 湖南省水口山鉛鉱をめぐる中日交渉

—1910年代—

于 乃 明

は じ め に

水口山は中国湖南省常寧県に属し、鉛鉱、亜鉛鉱の名産地である。水口山鉱山は湖南鉱物総局に直隸し、湖南省省有の鉱山である。水口山の鉛鉱、亜鉛鉱は湖南官銭局の銅貨の原料として提供するほかは、精錬技術が発達していないので、殆どドイツ社和洋行 (Carlowitz & Co.) が鉱石を買い、漢陽にある精錬所で精錬してドイツに輸送していた<sup>1)</sup>。

水口山が何故対日借款の対象になったのか。それは清末から民国初年の中国の財政に係わっている。中央も地方も財政不安定の状況である。地方各省は農民からの田賦、そして中央からの予算だけでは、どうしても行政費の支出、膨大な軍事費の供給に足りない。解決策として新しい名目を設け増税するか、紙幣を発行するか、内国公債を起こすか或いは外国からの借款に求めるしかない<sup>2)</sup>。湖南省の場合も例外ではない。湖南省が担保をもって借款しやすいのは、塩税付加税のほか、水口山の鉱山である。それ故、水口山の借款は湖南省の財政解決策の一環として登場して来た。日本は辛亥革命以後、对中国の活動目標を中国本部に決めた<sup>3)</sup>。揚子江流域は既にイギリスの勢力範囲であり、日本が揚子江流域に権益を持つのは鉱山として大冶の鉄鉱、萍鄉の煤鉱、鉄道として南潯鉄道があるぐらいである<sup>4)</sup>。本論文は1911年（明治44）正金銀行の小田切が湖南官銭局との間に50万両の借款を成立させた時から始める。それが日本と水口山との借款関係の発端になっているからである。しかし、

第一次世界大戦前まではドイツ礼和洋行が湖南省水口山との2回の借款契約を通じて一手販売権を握っており、湖南省の鉱山は殆どドイツの礼和洋行が独占的な地位を占めていた。

しかし、その後欧洲戦乱勃発と共に礼和洋行はドイツ本国との交通が杜絶し、契約鉱石を引き取らないのみならず借款残銀の支払いをも行わなかったので、鉱山側は経営に窮り再三礼和と交渉を重ねた<sup>5)</sup>。湖南側は戦争中、軍需物資である鉛、亜鉛の相場値はかなり上がり、水口山の鉱山で巨利が得られる好機であったのに、ドイツとの契約に限制されて、自由に値上げすることが出来なかつたので、何とかしてドイツとの契約を破棄しようとしていた。湖南省鉱物総局は16回の交渉を経てやっと解約を実現した<sup>6)</sup>。

その解約が切っ掛けになって、日本の商社は争って水口山と深い関係を結ぼうとした。水口山との借款は『日本外交文書』の中では「湖南借款」と呼ばれている。水口山との発端を作った正金銀行以外、湯浅洋行、三井洋行も水口山借款（湖南借款）に応募した。湖南借款の中で仮契約の段階に入ったのは湯浅洋行の借款である。又本契約まで結んだのは三井洋行の借款である。湖南省は民国初年南北対決の中間地域で、政情が不安定で、その上湖南省は中国の中でも、排外活動の強い地域である。日本の水口山の借款運動は直ちにそれに直面する。借款の成立は決して容易ではなかった<sup>7)</sup>。

本論文では、1910年の小田切による借款の端緒から1919年のその挫折に至るまでの水口山の対日借款の過程に於いて日本の商社間の関係、長沙領事、漢口総領事、北京公使の意見、外務本省の態度を見ながら、南北対峙の中で、水口山を巡る湖南支配者間の財政難による利権争奪なども合わせて見て行きたいと思う。

## 註

- 1) 東亜同文会編纂発行『支那省別全誌』第10巻湖南省、1918年、689~693頁。  
劉決済主編『湖南通史』近代編、湖南出版社、1994年、375~376頁。中村義『辛亥革命史研究』、未来社、1979年、41~52頁。外務省外交史料館所蔵1門7類5項2-18-3号「支那鉱山関係雑件（湖南省之部）水口山亜鉛鉱ノ一」（以下「水口山亜鉛鉱」と略称）（大正6年3月13日瀬川浅之進漢口総領事より本野一郎外務大臣宛）中の「湖南通信写送付ノ件」などを参照。湖南鉱務

総局は1895年10月湖南巡撫陳寶箴の建言によって、1896年2月湖南官鉱の統轄機構として湖南省城の長沙に設けられた。水口山の鉛鉱亜鉛鉱は1896年3月に官辦企業として発足した湖南各鉱業の中、水口山の鉛鉱亜鉛鉱の収益が一番高い。

- 2) 楊蔭溥著『民国財政史』中国財政經濟出版社、1985年、2頁、31~35頁を参照。『中華幣制史料二種』（1）（中国財經資料彙編之13）、学海書局、1971年、228~230頁。
- 3) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上、原書房、1976年、356頁。「対清政策に関する件」（明治44年10月24日閣議決定）には次のようにいう。「今後特ニ力ヲ支那本部ニ扶植スルニ努メ併セテ他国ヲシテ該地方ニ於ケル我優勢ナル地位ヲ承認セシムルノ方法ヲ取ルコトナシ」。
- 4) 田村幸策『支那外債史論』、外交時報社、1925年、419~420頁には次のようにいう。「本鉄道ハ我国ノ資本ヲ以テ本邦技師監督ノ下ニ敷設セラレタル長江沿岸ニ於ケル本邦人関係ノ唯一ノ鉄道ナル」。石川順『支那の鉄道』、鉄道生活社、1928年、173~76頁。
- 5) 前掲『支那省別全誌』第10巻、709頁、711~13頁を参照。1911年12月29日（宣統三年十月九日）に「白鉛砂三万噸」、1912年6月6日に「黑白鉛整碎砂十万噸」契約を締結した。1911年12月29日礼和洋行が水口山と結んだ条約の第二条に「鉱務総局が若し白鉛碎砂を交付する場合議定書の鉱石は多少に拘わらず礼和洋行は隨時授受をなし異議するを得ず」とある。
- 6) 中央研究院近代史研究所檔案館所蔵外交檔案「湖南官礮局鉛砂轉轄及欠款案。03-03 31-(1) 湖南巡按使咨陳一件」（1915（民国4）年12月2日）。
- 7) ジョナサン・スペンス著、三石善吉訳『中国を変えた西洋人顧問』、講談社、1975年、206頁。『湖南近百年大事紀述』、湖南人民出版社、1966年、860~66頁。前掲、中村義『辛亥革命史研究』、45~46頁などを参照。

## 1. 発端——（正金銀行小田切萬壽之助）

日清戦争以後、各国は中国に於ける鉱山、鉄道利権を追い始めた。日本の勢力範囲は福建、台湾にある。揚子江流域はイギリスの勢力下にあるが、湖南の鉱山はこの時期殆どドイツに独占されていた。日本はこの地域に於いて湖北省の大冶鉄鉱、萍鄉煤礦と借款関係があった。その大冶鉄鉱、萍鄉煤礦の產品を運ぶため、萍鄉鉄道、寧湘鉄道を敷設する交渉をも進行させている。湖南省は揚子江流域の豊かな省で、日本の精錬所に必要な鉛鉱、亜鉛鉱もよく産出している。日本は日清戦争以来戦後

経営の一環として軍需工業を発展させてきた。鉛鉱、亜鉛鉱は武器製造の重要材料で銃弾の製造上に於いて不可欠のものである。銃弾の殻は亜鉛鉱及び合銅によって製造される。日本は武器製造のため、鉄を湖北省大冶に仰ぎ、鉛鉱、亜鉛鉱は中国或いは欧米に仰いでいた<sup>1)</sup>。

故に、水口山の鉛、亜鉛鉱が湖南省の財政解決策の一環として登場して来たとき、日本はドイツ、イギリス、アメリカ諸国と同じようにそれを受け入れようとしていた。1910（明治43）年12月のことである。当時、湖南省は財政解決策として120万両の公債の発行を計った。しかし国内からなかなか応募者がいない（銀価下落、紙幣信用がない）。大清銀行は20万両を受け入れ、残りの100万両を外国に依頼したが、日本の三井、正金銀行が提携し、正金銀行が即座にそれに応募する意があると表明した。正金銀行の明快な態度は当時の日本政府の対華政策を反映しているとも言えよう<sup>2)</sup>。

駐北京公使伊集院彦吉、長沙副領事堺与三吉がその有利さを力説した。最初、ドイツ、イギリスも大変興味をもって、激しく競争した。水口山の産鉱はそれまで湖南省官銭局の銅貨の供給以外、殆ど外国に売っていた。その中で、ドイツの礼和洋行が独占的に優位であった。礼和洋行は武昌に精錬所を持っている。若し水口山販売権を他国に譲ったら、精錬所の運営に大きな影響を齎す。それを避けるため、一時、ドイツは湖南公債に応じたが、後、鉱石専売の契約価格に関し礼和洋行が安い価格を提示してきたため、湖南省側が拒否して遂に破談に帰した<sup>3)</sup>。

ドイツと破談した後、清国側は止む得ず湖南官銭局に120万両の公債を受け入れよと命じた。しかし官銭局もまたそれに応ずる能力がないので、その公債の一部分を担保にし、利子8分、1年間返済という条件で正金銀行に洋例銀50万両の借款を申し込んで来た<sup>4)</sup>。

正金銀行は漢口支店支配人が交渉の窓口になっている。そして漢口支店は常に北京にいる小田切万寿之助取締役と打ち合わせていた。この50万両の借款の経緯は、漢口松村貞雄総領事より小村寿太郎外相宛、そして在清国特命全権公使伊集院彦吉宛の電文によりはっきり分かる<sup>5)</sup>。

外務省は伊集院公使、松村漢口総領事、長沙副領事堺与三吉の意見を十分参考にした上で湖南鉱物総局の全収入（水口山は当然入っている）を担保にした50万両の公債に応募を決定した<sup>6)</sup>。

しかし、外務省は政策を決定する過程で、当然交渉の任に当たっている正金銀行側の小田切取締役の意見を十分参考にした。小田切がどういう判断を下したかは彼の中国の政治、経済に対する認識による<sup>7)</sup>。

小田切は外交官として杭州領事、上海総領事を歴任してのち、1905年外務省をやめ、正金銀行に入った。そして1907年から彼は北京に常駐し、1911年以後、对中国特殊事務、すなわち、借款業務の担当を委嘱され、また、1912年以後、日本資本家の代表として各国借款團との中国借款交渉に携わっていた。彼の外交官、そして銀行家としての活躍の舞台は全て中国にあった。彼の借款業務は、鉱山（湖北大冶、江西萍鄉煤鉱）と鉄道（南潯、南萍、寧湘）を中心であった。彼は1898年大冶鉄鉱石の購入交渉の時、大冶鉄鉱原料の独占ひいては製鉄業そのものの独占のための資金供給の必要を露骨に主張し、日本の対中国政策に大きな建言を提供した。第一回大冶借款（1904）の時、日本は大冶鉄鉱に対して、単なる売買契約ではなく借款供与の新しい金融支配関係へと転換した<sup>8)</sup>。

そのような背景の下に水口山の借款談が出たとき、小田切の意見が重視されるのは当然であろう。正金銀行はこの50万両の申し込みに対し、50万両の公債というより全公債に応ずる意がある、また水口山一手販売の件を懇談したいという意見を述べた。ここで正金銀行は最初から、長く水口山の鉱山を独占しようという意欲をはっきり漏らしている。それは小田切の意見にはかならない。しかし湖南官銭局は利権の介入は望ましくない、単純な貸金契約にとどめたいと日本の要求を許さなかった<sup>9)</sup>。

この50万両の借款の成立によって日本は湖南水口山に係わる端緒を開いた。それを切っ掛けとして大正8年に至るまで水口山を巡る借款問題は継続する。

## 註

- 1) 「水口山亜鉛鉱ノ三」1918年（大正7）（日付不明）「日本在留湖南同郷会ヨリ水口山契約問題ニ關シ湖南及全国父老宛警告文」を参照。
- 2) 「水口山亜鉛鉱ノ一」（明治43年12月1日、小村寿太郎外務大臣より伊集院彦吉駐中国公使宛）の電文に以下のように述べている。「各方面ニ利権関係ヲ付ケ置クト目下ノ情勢ニ於テ時ニ望マシキ理由モ有之殊ニ本公司ハ条件モ有利ナルノミナラス湖南ニ於テ最見込アル水口山鉱山ノ収入ヲ元利支払基金ニ充当シアルヲ以テ十分確実ノモノト信セラルニ付キ此際本件関係者側ニ

- 対シ遲滞ナク本公債引請ニ応スル様御勧告相成様致シタシ」と。
- 3) 「水口山亞鉛鉱ノ一」(明治43年12月28日、漢口松村貞雄總領事より小村外相宛) ; 「獨商カーロウイツ商会ノ湖南公債引受ニ関シ報告ノ件」; 「同公債ハ遂ニ独商カーロウイツ商会ノ引受クルトコロトナリ去ル二七日調印ヲアシタル由有之候蓋シ同商会ハ武昌ニアンチモニー精鍊所ヲ有シ居リ候ニ付キ之ニ供給スペキ水口山鉛石ノ販売権ヲ他ニ奪ハル様ノ儀有之ニ於テハ営業上非常ナル苦痛ヲ感スペキニ付進テ此公債ヲ引受クル次第ナルベシト被察候」。「水口山亞鉛鉱ノ一」(明治44年1月10日、漢口松村總領事より伊集院公使宛) ; 「カーロウイツ商会ニ於テ水口山鉛石一手買受ヲ条件トシテ全部引受クルコトト相成タルモ鉛石ノ価格ニ關シ湖南官憲ハ一噸五十両固守スルモ歐州ニ於クル該鉛石ノ市価ニ鑑ミ四十五両以下ニアラサレバ到底計算立チ難キ為交渉不調トナリ其結果遂ニ契約全部不成立ニ了リタル」。
- 4) 湖南官錢局は湖南省銀行の前身であり、1912年4月官錢局は湖南銀行と改名した。前掲『中華幣制史料二種』(1), 228~29頁。「水口山亞鉛鉱ノ一」(明治44年1月14日漢口村松總領事より小村外相宛) を参照。また「水口山亞鉛ノ一」(明治四十四年一月十四日堺長沙副領事より小村外相宛); 「今回漢口正金銀行ヨリ該公債ヲ抵当トシテ五十万両ヲ借受クルコトナリ一ヶ年ノ期間ニテ償還ノ契約ナリト言フ蓋シ百万両ノ公債全部發行困難ノ為清暦本年末ノ難関切抜ケ用トシテ一時正金銀行ヨリ借入レタルモノナルヘシト思ハル」。
- 5) 「水口山亞鉛鉱ノ一」(明治44年1月10日、漢口村松總領事より小村外相宛)。同(明治44年1月10日、漢口村松總領事より伊集院公使宛)の電文を参照。
- 6) 「水口山亞鉛鉱ノ一」(明治43年12月10日、伊集院公使より小村外相宛); 「殊ニ本公債ハ条件モ有利ナルノミナラス湖南ニ於テ最見込アル水口山鉛山ノ収入ヲ元利支払基(資)金ニ充当シアルヲ以テ十分確実ノモノト信セラルニ付此際ニ対シテ遲滞ナク本公債ニ応スル様」。同上(明治43年12月18日小村外相より堺長沙副領事宛); 「公債一手引受ハ我勢力發展上利益大ナルニ付成立シ得ル様可然援助アリタシ」。
- 7) 小田切が1896年(明治17)7月24日杭州領事として中国に赴任してからの活動については拙著「小田切万寿之助の研究——1868年より1904年に至る」第4章~6章を参照。小田切が横浜正金銀行に入ってからの活動については東京銀行『横浜正金銀行全史』、1981年、第2巻、211頁、第6巻、31頁、35~41頁を見よ。
- 8) 安藤実『日本の對華財政投資——漢治萍公司借款』、アジア経済研究所、1967年、13~18頁; 「盛宣懷ハ其ノ自ラ管理スル鉄政局及大治鉄山ノ運転資金並ニ江西省萍鄉ノ石炭山開掘起業費用トシテ巨額ノ資金ヲ外國ヨリ借入ルノ計画ナリ。此際、本邦ニ於テ右資金ヲ供給シテ、鉄政局、大治鉄山ノ

- 管理権ヲ我掌中ニ把握スルハ極メテ必要ト信シ、(目下) 盛督弁ニ勧誘(中なり)。(もし、これに成功すれば) ①本邦ノ勢力ヲ清國ニ扶植スルノ利、②東洋ニオケル) 製鉄事業ヲ本邦一手ニテ把握スルノ利アリ。サレハ、本邦經濟社會ノ現状、若シ資本家自ラ投資ヲ許ササル事情アリトセハ、帝国政府ニ於テ、彼ラニ相当ノ補助ヲ与ヘテ資金を供給セシメ、以テ此好機会ヲ逸去セサランコトヲ希望ス)」
- 9) 「水口山亞鉛鉱ノ一」(明治44年1月10日、漢口村松總領事より伊集院公使宛電文); 「最初正金銀行支店支配人ハ此申込ニ対シ公債全部ノ貸付ヲ要セザルヤラ問題尋ネタルニ先方ハ過般ノ官有地拂下ニヨリ四五十万両ノ収入アル見込ナルニ付キ目下ノ處全部借入ノ必要ナキ旨ヲ答ヘタル由ニ候又水口山鉛石一手買取ノ件モ極力懇談シタル處先方ハ本案ハ短期ノ貸付ニモ有之茲ニ利權ノ問題ヲ介入スルハ飽ク迄望マシカラザル儀ナキニ付単純ナル貸金契約トシテ商議致度旨申出タルニ付正金銀行ハ先方ノ希望ヲ容レ單ニ營利的投資トシテ相談ニ応スルコトト相成候」。外務省外交史料館所蔵1門7類1項5-13号「対支借款関係雑件(湖南省之部) 二湖南官錢局対正金銀行(自明治四十三年四月)」。

## 2. 北京での借款交渉

### (A) 借款交渉

#### 1. 輿亞公司との借款交渉

1916年9月9日、日本の輿亞公司は水口山の鉛鉱開発のため中国農商部借款に500万元を提供した。その借款交渉は湖南省衆議院議員郭人漳を通じて財政総長陳錦濤、農商部総長谷鍾秀が輿亞公司と北京で締結したものである。この借款には「本借款は太平山及び水口山の両鉛山経営の資金に充つるものとす」、「付帯契約水口山は合弁とし湖南官鉱局と協議し是か經營実行に關し支那政府責任を負う」とあるので、湖南官民の反対に会い、湖南省長兼督軍譚延闊は中央政府に強く抗議した。また政治借款と四国借款團に指摘され、結局水口山の開発には回らなかった<sup>1)</sup>。

#### 2. 正金銀行小田切の企図

小田切は水口山の借款の端緒を作った人である。1917年3月財政會議で北京に來ていた湖南省財政廳長袁家普(1916.8-1917.9在任)が正金銀行に500万元の借款の申し込みをしたとき、小田切は積極的に袁家普

に接触した。袁家普が示した借款条件は<sup>2)</sup>

- 一 金額 500万元
- 一 用途 紙幣整理、市場救済
- 一 償還期限 15ヶ年 5ヶ年据置 其後10ヶ年賦償還
- 一 利息 年6朱
- 一 手取 94
- 一 担保 湖南省礦稅每年約20万元及湖南鹽稅附加稅每年約66万5千元
- 一 借款当事者財政部ノ認可後湖南省長 調印

小田切は、湖南省は揚子江流域のイギリスの勢力下にあるが、鉱山としては今までドイツが独占的な地位を占めており、欧州大戦でイギリス、ドイツに余裕がないとき、日本が湖南省に発展するいいチャンスと考えた。小田切は湖南省が鉱石、農業に富む所で、将来粵漢鉄道が開通し、寧湘、株欽両鉄道が竣工の際には湖南省の富源は開発され、商工業の発展を大いに齎すであろう、だから、日本はなるべく水口山の借款を利用して湖南省との経済関係を密接にする端緒を開いておいて、実業その他の面に於いて他国を凌駕する基礎を築くこそ日本に取って得策と見ている。1917年3月小田切自身次のように述べている。

「湖南省ニ於ケル本邦ノ経済的活動ハ独逸ニ比シテ遜色アリシモノノ如ク又其ノ他勢力ニ関シテモ或イハ英米諸國ノ下ニ在ルナラント想像被致候所同省ノ鉱石、農業ニ富ムコトハ争ウ可カラザル事實ナルノミナラズ将来粵漢鉄道開通シ、寧湘、株欽両鉄道ニシテ竣工ノ暁ニハ此等ノ富源ハ開發セラレテ商工業ノ繁栄ヲ来スベキコトハ逆睹ニ難カラザル次第ナルヲ以テ今日ニ於イテ或ル機会ヲ把握シ本邦湖南省間ノ経済関係ヲ密接ニスルノ端緒ヲ開キ因テ以テ実業其他ニ於イテ他国ヲ凌架スル基礎ヲ築クハ大局上得策ト認メ候」<sup>3)</sup>。

小田切はまた該借款は実業借款であるから団体規約に拘束されない、また借款の担保である塩稅付加稅が財政部に交付する塩稅剩余金中の一部より成立したもので他の団体と何の関係もない、だから日本は独立独行して借款を決定し得ると主張した<sup>4)</sup>。

### 3. 湯浅洋行の借款交渉

#### (1) 黒鉛鉱1万噸交渉

水口山の鉱石に関して日本の商社の中、いち早く買鉛運動に駆け込んだのは大阪亞鉛鉱業会社である。大阪亞鉛は湯浅洋行と密接な関係があるので、最初から湯浅洋行に水口山の買鉛交渉を依頼した。湯浅洋行の水口山に関する借款の交渉は二つある。その第一段階は大阪亞鉛鉱業株式会社、三井鉱山株式会社、古河鉱業会社3社が聯合する前に、湯浅洋行が大阪亞鉛の依頼で単独で黒鉛1万噸を買収したことである<sup>5)</sup>。

黒鉛1万噸の買収に関する資料は中国側、日本側とも完全に欠如しており、交渉の経緯ははっきり分からぬ。しかしその代金を湖南省はドイツ礼和洋行との契約破棄に使った<sup>6)</sup>。

#### (2) 550万両借款交渉

湯浅洋行と水口山に関する借款交渉の第二段階は鉱石を抵当とした550万両の借款交渉である。このとき、三井、古河、大阪亞鉛の3社合同にもかかわらず、湯浅洋行は3社中の大阪亞鉛と合作し湖南省の官憲と借款交渉を進めている。湯浅洋行は第一段階で買収した黒鉛1万噸に対し優先権の付帯条件があると飽くまでも主張したようである<sup>7)</sup>。湯浅洋行は北京で湖南出身の衆議院議員である郭人漳の弟を経由して水口山鉛鉱借款談を進行させている。郭人漳は1916年9月興亞公司と500万元借款交渉をも成立させている<sup>8)</sup>。

1917年3月、湖南省財政府長である袁家普は政府の財政会議のため上京している。袁は郭人漳派であり、北京に行く前に、既に郭らと相談していた筈である<sup>9)</sup>。

前にも述べたように袁家普は北京で正金銀行の小田切と500万元の借款交渉をもしていた。それより少し前、湯浅洋行は林權助公使を通じて袁家普と交渉している。結局、1917年4月2日湯浅洋行の代表山本素朴は湖南鉱務總局代表としての袁家普との間で、北京において秘密裡に水口山産出の黑白鉛鉱壳買仮契約を結び、5月15日までに正式の契約を結ぶ予定であった<sup>10)</sup>。仮契約の内容は次のとおりである。

1. 漢口銀550万両を12週以内に漢口で渡す。
2. 利子は年7分、手取り95両。
3. 本契約有効期間内は水口山産出の鉱石を他に売却しない。
4. 証人として、湖南人郭人漳（衆議院議員）、黎尚雯（參議院議員）
5. 鉱石は全部大阪亞鉛会社の用に供する。

6. 鉛石代価の半額（湯浅洋行にはなるべく三分の一にして契約の期間を長くし度き希望なる由）は前渡し金を以て控除し残りの半額は現金を交付する。

しかし、湯浅洋行の試算によれば「前渡金全部ヲ完済スル迄ニハ合計千四五百万円ノ取引高トナル勘定ナリ」。水口山が果たしてそれだけの価値があるかどうか、湯浅洋行のほうが疑問を持った。それを確かめるため、正式な契約を締結する前に、湯浅洋行派遣の技師が郭人漳と同道し、実地踏査をなすことに話し合いがついた<sup>11)</sup>。

これまで水口山の鉛山は殆どドイツの礼和洋行に独占されていた。しかし黒鉛1万噸の代金を使ってドイツ商人との契約は破棄されてしまったのでこの時点では水口山に関してドイツ人との間に何等の係累もない。

#### 4. 「中日実業」との借款関係

熊希齡（政務評議員）は長沙水道敷設権を担保とし日本金300万円の湖南地方借款を中日実業の森格に申し込んでいた。この話について北京在留の湖南省財政府長の袁家普が湖南省政府代表として1917年3月22日森と相談し「借款金額銀五百万元。担保湖南省鉛産税塩税ノ地方付加税」として、話がまとまった。

袁家普は森に会った時、水口山の借款に関し、従来水口山に関し日本の各種の人が交渉に来たが、何れも勝手気假なる条件を主張し何時も真面目に提議したものがない、もし、中日実業において投資する意があれば相談に応ずると述べた。森は水口山の鉛石買収の契約は湯浅洋行との間で既に締結した、また他の日本人の中には運動を試みるのも多いから、他の会社が既に手をつけた仕事に割り込みたくない、但し、湖南省政府に於いて未だ他と正式交渉をしていはず且つ中日実業会社を適当な相手と認めるなら、相談に応ずると答えた。袁家普は湯浅洋行その他と契約していない、郭人漳関係の件は不成立に終わったと述べ、中日実業からよい借款条件が得られることを望んだ。森は日本の亜鉛製煉工場の原料鉛石獲得の見地から是非水口山から原料鉛石の買収を真面目に考える必要があると外務省に建言した。他方、彼は湖南省が歐州戦争中、よい値段で鉛石を処分したい、それに関して省長その他利欲熱に駆られて運動するものが少なくない、頗る不統一の状態であるので、外務省の方針に従って行動するという態度を取っている<sup>12)</sup>。

#### （B）北京での交渉結果

##### 1. 小田切取締役の見解

小田切は湯浅洋行と袁家普の借款案をどう見ていたのだろうか。小田切は湯浅洋行が大阪亜鉛会社のため「湖南産鉛石代価前払金」として銀500万元乃至1千万元を貸与し毎年受取る鉛石代価を以て鉛石代価を差し引き償還するとの案を提出し、湖南省と交渉を進めていることを十分知っている。小田切は「湖南省ノ紙幣乱発ノ結果金融市場ノ紛乱甚シキヲ以テ右湯浅商店経手ノ借款ニシテ円満ニ成立スルトスルモ到底充分ノ救済ニ資スルニ足ラサルカ」と見ている。確かにそのとおりであった。湖南省は湯浅洋行の外に、正金銀行から別に銀500万元の借款案を決めた。その案は前に触れたように北京財政会議のため在京中の湖南省財政府長袁家普が小田切に提出していた。その案は北京財政部と協議もした。小田切は日本の対華借款銀行の責任者として、全く日本政府の立場に立って、湖南省との間に経済発展を密接にする端緒を作れば日本にとって得策と主張した<sup>13)</sup>。

##### 2. 外務省の立場

###### （1）堺与三吉長沙領事の主張

当初から3社（三井、吉河、大阪亜鉛）の代表者として三井は鉛石の買収を依頼されていたが、湯浅は三井より高い値段で水口山鉛石の買入を申し込んだ。大阪亜鉛は3社合同により三井がどの値段で買鉛するかあらかじめ分かっていたからである。湯浅と大阪亜鉛の活動は長沙領事である堺与三吉に看破され、不道徳と指摘された。堺領事は副領事時代（明治44年）から日本政府に対して水口山の鉛石を購入することの利点を主張していたが、日本商社間の競争には強く反対した。彼は各商社がお互いに競争すれば、中国にとっては有益であるが日本には却って損失となると見ていた。堺領事は湯浅と大阪亜鉛の活動は協定団の結成の目的を大いに損なうからそれを防止するため以下の方法が必要であると建言している<sup>14)</sup>。

1. 大阪亜鉛は湯浅との合作を即座に中止すること
2. 協定団以外湖南省の鉛石の買入を禁止すること
3. 精鍊所をもたない商社は鉛石の売買が出来ないこと（湯浅はもうていないからそれを言ったのだろう—筆者）

堺領事は湯浅洋行が聯合団に参加する目的で先手を打つため、わざと調印したと見ており、湯浅洋行の単独活動を批判していた<sup>15)</sup>。堺領事は外務省に対して以下の3点を上申した。<sup>16)</sup>

1. 今後湖南省に対する我資本家の活動殊に借款又は大口鉛山問題等に関してはなるべく資本家団のように纏まる勢力を作り、之に当たること有利なるべし。
2. 若し今回湯浅の如き個人の手に帰し、聯合問題失敗に終われば今後は愈に混戦状態を現出し徒に支那側を利するの不利を招くべし。
3. 資本団の成立を図る見地よりして今回の借款は聯合団の手に帰せしめる方法を講ずること大局上必要と認む。

要するに堺領事は元々湯浅の単独活動に強く反対していた。彼は三井、古河、大阪亜鉛3社はすでに聯合団を結成しているので聯合団側から借款契約を結んだ方がよいと主張した。

#### （2）林権助公使の見解

林権助公使は、湯浅洋行が已に仮契約を成立させ、大阪亜鉛は三井、古河とも密接の関係があるので「此際我同業者ニ於テモ区々タル感情ヲ離レ可成湯浅ノ方ヲシテ本契約ヲ成立セシムル方我ニ取り却ッテ得策ナラズヤト思考セラル」と述べた。林公使の考えは長沙領事堺と違って、3社聯合によりやっと成立した仮契約を順調に正式な契約になることを望んだ<sup>17)</sup>。

本野一郎外務大臣は堺領事と林公使の意見のどちらを取るかは難しい「協定団及湯浅借款ニ對スル方針モ見据付キ兼ネタル」とした。

外務省では協定団及び湯浅洋行に対する方針はなかなか下し難く、結局湯浅洋行あるいは協定団のどちらでも庇わない、協定団との折り合いさえつけば湯浅借款の成立にも異存なしとの結論を出した<sup>18)</sup>。即ち、外務省はこの段階になって北京公使林権助の意見に従って湯浅借款の成立を側面から支持した。日本政府にとってはともかく借款が結ばれれば日本にとって有利と考えていたのである<sup>19)</sup>。

#### 3. 仮契約から契約破棄

##### （1）譚延闇の反対

湖南省財政庁長袁家普が北京に行ったとき、正金銀行との500万元の借款は湖南省議会の許可を得ていたが、湯浅洋行との借款に関する権限

は十分に持っていたなかった。しかし、ある程度まで、譚延闇省長との間に打ち合わせがあった。なぜかと言うと、4月4日袁家普は北京から電報を打ち湯浅洋行からの借り入れの件が略々成立したと譚延闇に知らせた。譚は後に述べるが、堺領事との間の借款（聯合団）をうまく成立させるため袁家普と湯浅洋行の借款談を利用しようとしていた。ところが袁家普は10万円の手数料をもらうためか、早く借款の成功を収めるためか、譚の許可を得ず湯浅洋行と仮契約を結んでしまった。それは譚の利用論に反した。譚が怒ったのは他人の手（袁家普のこと）で借款を成立させるのは全く自分の面目をつぶすものだと考えたからである。その間の経緯は1917年5月4日中支那派遣司令部より陸軍大臣、參謀総長に宛てた報告によって推測できる。いま原文に即して内容を示せばおよそ次のようである<sup>20)</sup>。袁家普及郭人漳等が北京で湯浅洋行より10万円の運動費を占取し、借款仮契約に調印したことは中国側では在京国会議員陳嘉会（陳嘉祐旅長の従兄）等より摘発された。譚督軍は財政庁長と議員の郭人漳とが仮契約をする専横越権の措置を憤り、袁を呼んで詰責したが袁は飽くまで無根のことと弁疏して退去したが、数日後（袁は）省長署に出頭し、実は万一、一方の借款（譚督軍と領事が交渉中の聯合団を指す一筆者）の不成立に備えるため、湯浅と仮契約をしたりしたが、省長の許可を待たなかったのは重疊不都合で、此の段は宥恕されたいと頭を下げた。譚督軍は更に威儀を正して次のように述べた。財政庁長は中央直属の官であって、省政は省長の主権に属している。一省の責任問題に関しては省長よりの咨問を待たずしてこのような職務範囲外の行為は今後慎むべし、以後は決して容赦せずと嚇し、袁に平身低頭させて、のち、その仮契約を渡せと命じ、ついに契約書を取り寄せた（一説に袁は仮契約の文意を寛大な条件に改写して譚督軍に示したと言う）。袁は此の契約書は仮のものであり、秘密を要するので直ちに持ち去ろうとしたのを、しいて一日一夜押留して後、大倉の買弁劉鎮寰にその内容を示し、若し聯合団が遅延するならば止むを得ず湯浅にても借款せざるを得ないと言って聯合団を促した。またこの借款にかかわり、そこから利益がもらえると思った人々も、袁家普の勝手な行為を喜ばないだろう。「譚系統の官民多数が郭等の借款に反対するは郭等の行為を賤しみて之を避けんとするなり」と述べている。支那派遣司令官は「日本資本家聯合団ヲ調

和促進スル政府ノ実行遅緩セハ或ハ湯浅ノ手ニ落チルヤモ知レス，而シテ湯浅ハ傀儡ニシテ其背後ニ大阪亜鉛会社即チ藤田組，古河，三井アルハ日支両面ニ知レ渡レリ」と報告している。また、「借款ノ方法ヲ講究セシシテ北京其他ニ於テ横奪的行為ヲナシテ慎重ヲ缺キタルタメ，或系統ト他系統ノ暗闇カ遂ニ局外ニ連染シテ排日氣炎ヲ炎上セントスルハ必スシモ支那側ヲノミ責ムヘカラサル」と指摘している。日本商社間の横奪的行為，日本政府の実行の遅緩に不満を漏らしている。

## （2）湖南官民の反対

この借款の内容は1917年4月5日林公使が本野外相に送った電報によるところ、秘密裡に鉛山踏査を行うこと、5月15日までに仮契約を完成する予定であること、それまでは絶対秘密にすること、などを含んでいた。しかし、その絶対秘密も湯浅洋行の技師が水口山踏査のため、湖南に来ることが判明したので漏れてしまい、湖南保鉱会、商務会、省議会らが騒ぎだしたのである<sup>21)</sup>。彼らの反対の主要な理由は

1. 水口山の秘密が探知される。
2. 湯浅洋行の借款は興亞公司の傀儡である。
3. 湤浅洋行は資本金400万円の公司にすぎず、550万両（日本円1千万）の借款に応ずべき資格はない、ただ興亞公司が仮面を被るだけで、絶対に承認しない。

商務会長左宗樹以下は連名にて譚督軍に詰問書を続発した。その大要は「財政庁長が個人として又は国會議員の個人を以て省長に告げず省議会を無視し単独にて湖南全省民の責任たる外国借款を契約すべきものとすれば他の官吏又は議員も勝手にこの手段を施さば湖南省民は危険千万なりと謂うべく此責何人に在る其越権者を追究し服罪せしむべし」というにある。商務会長一派は袁家普の専斷を怒り、将来の悪例を防ぐため湯浅借款を打ち壊すべしと唱える。軍人派は楊內（湖南督軍府軍事參議陸軍少将）の煽動で郭人漳に対する悪感情をつのらせ反対運動を展開する。それに対して、郭人漳は「現生（げんなま）運動」をし、それによって省議会は多少軟化したが、容易に彼に対する悪感情をすてない。また、興亞公司については郭人漳が谷鐘秀（農商部総長1916年7月～1917年6月）を通じて興亞公司に関係しているとの理由で殊更にこれに関連させた<sup>22)</sup>。

兎に角この事件は今や全く感情問題及個人の利益問題となった。湯浅借款により利益をうけるのは袁家普及郭人漳ら少数に止まる。それに反し他の借款には多数の者が関係しているが故に、自然湯浅の借款には反対者が多い。湖南の新聞は借款のやむなきことを認め、むしろこれを歓迎する論調すら帶びていたが水口山の踏査説が発生して以来、湯浅借款が湖南の人々に知られてしまい、利益の衝突もあって各派に反対されたばかりではなく、交渉中の久原との鉛物精錬所合弁問題、中日銀行設立問題等にも反対運動が及んだ。日本人の野心を防遏せよとの要求からさらにこれが利権回収運動の切っ掛けにもなりそうである<sup>23)</sup>。借款反対運動に関しては4月29日の漢口出張所来電にも詳しく述べている。要するに湯浅借款の件に関して、龍璋一派、軍人派、商務総会、公民団体などの激烈な反対があったため、4月29日省議会においても条件のいかんに拘わらず全面的に湯浅洋行借款は拒否された。同じ漢口発の電報にはこれは「日本派」たる省長一派がその政敵たる郭人漳、財政庁長一派を排斥せんとする第一歩であるとも記していた<sup>24)</sup>。

さらに政治上の立場や利益の為に、湯浅洋行借款に反対する者もいた。一つには、もしこの契約が成功すれば数ヶ月に亘って奔走して来た従来の運動者たちは全く手数料の分配に預かることができないという如き各自の私利により反対する者があり、また、もう一つには袁家普は元來梁啓超の一派であって、湖南の革命派たる旧国民党とは関係がない、且つ湯浅の中国側の仲介者は長沙に名声尤も宜敷からざる郭人漳、黎尚雯であったということから一層反対の気分が高まった。彼らの名義で借款を成立させたくないという如き、所謂党派的反対者である（梁は立憲派、譚は旧国民党である）。また、利益、党派の反対者以外、湯浅洋行は550万両を貸すする実力がない、その背後には必ず興亞公司が存在し、湯浅の名義を借りて水口山を奪わんと企図しつつありと想像する者もあって、そういう人達はやはり湯浅借款に反対したのである<sup>25)</sup>。

## （3）譚延闇と堺の努力

湯浅借款は湖南省の各団体に反対されたが、すでに仮契約の段階に入っていたから、堺長沙領事は外務省の方針に従って、譚省長との借款交渉は暫く寝かしておくよう譚省長と交渉し始めた。またこの時点になると譚の態度も少し変わって来た。堺領事は湯浅借款に関して、譚と会

見し、湯浅借款進行の模様を尋ねた<sup>26)</sup>。譚はそれに対して、鉛石価格の計算及特別の利益付与に対する湯浅の要求が過大であるため行き惱んでいる、目下湯浅側にて本店に問い合わせ中であると答え、逆に堺に何らかの電報がなかったかとたずねる。堺は湯浅の借款が既に具体的進行を見ている今日に至っては、他の資本家側としても此の際別個の行動を執る意志はなく、且つ從来湯浅との間にかなりの連絡を持つ関係もあって既に資本家側に於いて湯浅との間に協定が纏まったようであるから此の際何の異論もないだろうと述べた。堺領事は借款問題については若し此の伝ひきのばせば遂には一般人の排日感情をも誘発する虞れがあるから、差し当たり湯浅借款を何とか速やかに成立させ問題を解決することが急務と述べた。堺が気にするのは排日運動の方である。堺領事はこの悪風潮の鎮静方につき督軍がなんらかの方法を講ぜらるるよう督軍の配慮を切望した。譚は反対運動は日本技師が許可なく水口山踏査を企てたこと及感情問題並びに誤解などから出たであろうと述べた。堺が湯浅借款の成否如何に対する督軍自身の見込みを尋ねたところ、（譚は）個人的感情問題等から出た反対運動が如何なる程度迄進むかは予想しがたい、ただ借款の必要性やその焦眉の急にある事情はみな承知しているから契約条件を速やかに決定しこれを省議会に提出して詳細に説明すれば、必ずしも救済の道がないわけではないと述べた。要するに譚は此の際、資金を他に求め難いとするなら止むを得ず湯浅の件の成り行きをみるとほかあるまいとの意向に変わった。堺は譚に湯浅と興亞公司とは全く無関係であり、借款の速成を図るには差し当たり湯浅の口が唯一の早道と述べ、堺も事ここに至って、湯浅借款の成立を促進するようになった。堺の心配することは反日運動であるので、彼は国辱記念会を何とか差し止めほしいと督軍の注意を喚起した。督軍もこれに同意を表し、取り締まりについては相当の方法をとるべきむねを約束した。ここに至って堺と譚の態度が一致（湯浅洋行借款の成立）した。

しかし、湯浅借款は世に知られてしまい、湖南省の各派に反対され、湯浅洋行側も譚省長側も成功の可能性を最後まで追求したが結局成功に至らなかった<sup>28)</sup>。次にはその経過をたどっておく。詳細な内容は1917年5月16日漢口総領事瀬川より本野宛の湖南通信写しにより判明する。その内容は以下のようである。

湯浅洋行との仮契約期間は昨15日（5月）最早経過したので同仮契約は昨日を以て無効と相成るが、省長譚は何とか成立せしむべしとて尚関係5社團を引き留め、内久原洋行の松原技師のみ先便にて引き上げたがその他の三井、古河、大阪亜鉛の技師、湯浅の支配人等は相変わらず滯在中である。当地新聞紙上にては借款問題は全く打ち切りとせりとせる者もあるが、本日湖南公報には左の記事をのせている。鉛産を以て外債を借り銀行整理の基金とする件は去年省議会秘密会に於いて議決する所なるが今回湯浅洋行の借款は未だ設立に至らず、米国よりの借款も未だ緒に就かざるを以て財政庁府長袁家普は借款問題休止期間、

省公債 500万元 6分利 全省鉛山担保

同 500万元 6分利 米塩公股証券

の省公債を起こし外債によらずして、銀行を整理せんとの計画をたて省長へ稟請したが、譚省長の意見としては湖南の金融は大宗の現金を得るにあらざれば整理の方法なく借款の効力は募集よりも急なるものありとの見地より本週内に極力借款の進行に力め、もしその効果なきに於いては借款を止め公債募集に着手すべしと袁家普に命じた。ここに至って、湯浅借款談は暫くそのままの状態になった。譚と堺との借款談も停止になつた。袁家普は借款休止期間、省公債を発行し、銀行の整理案を提出したが、譚は最後まで湯浅洋行借款を放棄しなかった。彼は湖南の金融問題を解決するため、大量の資金が必要、そしてその大量の資金を得るために、省公債を募集するよりも、まだ完全に死んでいない湯浅借款を成立させる方がもっと早道と見ている。後の資料を見ると1千万両の省公債を募集するのは確かに難しいようである。結局、譚の努力が水の泡になつて、湯浅借款は完全に破約となつた。

## 註

- 1) 東亜研究所編『日本の対支投資』下、明治百年史叢書、原書房、1974年、802-803頁。王雨桐『中国対日之債務問題』（新中国建設学会叢書）、出版年不明、51頁。中央研究院近代史研究所檔案館所蔵外交檔案「湖南水口山鉛礦案03-03 32-(1)」（取湖南督軍長電民国5年9月17日）「水口山鉛礦事由」。同上（取湖南代行督軍省長職電民国5年11月24日）「報載水口山太平山事由」。外務省編『日本外交文書』（大正5年第2冊）、1967年、382-419頁、「事項六対中国借款關係雜一興亞公司」によれば正金銀行は六国規約の拘束

- を受けるので三井と関係のある興亞公司が交渉の任に当たった。四国借款団は興亞公司的借款は政治借款と指摘し、日本政府は日本銀行團代表者の小田切万寿之助に1916年9月15日銀行團會議で弁明するよう依頼した。小田切は以下の趣旨を述べた。「其資金ハ南部支那ニ於ケル鉛山開掘ノ事業ニ関係アルコト、日本團体代表者ハ右借款ニ關シ支那當局者ト何等ノ關係ヲ有セサル」。しかし外務省が自らそれを政治借款と認めていた。
- 2) 「水口山亞鉛鉱ノ一」(大正6年3月22日横浜正金銀行副總支配人武内金平より本野外相宛)。
  - 3) 同上資料引用の小田切取締役の報告。
  - 4) 同注2。
  - 5) 「水口山亞鉛鉱ノ一」(大正5年3月27日長沙埠領事より本野外相宛)。なお3社聯合成立の時期がはっきりしないが、「水口山亞鉛鉱ノ一」(大正6年3月13日瀬川漢口總領事より本野外相宛)によれば礼和洋行側が第一次世界大戦中、水口山の鉱石を引き取りに来ないので、水口山に堆積された鉛及び亞鉛鉱各2千噸を1915年(大正4)末競売に附した、外務省がこのとき三井、古河、大阪亞鉛等に対し商社間競争の不利を説得し、3社の協同を懇意し、3社側も其の意を諒し、爾來水口山問題については3社は忿然協同して行動していると記している。恐らく3社聯合の時期は1915年の末か1916年の初めであろう。三井、古河、大阪亞鉛の3社合同成立後日本側はそれを「協定團」或いは「聯合團」、「資本團」と称した。後、久原、大倉も加入、5社になり最後に鈴木商店も入って6社になった。前掲『日本の対支投資』下、802-803頁。王雨桐、前掲書51頁。
  - 6) しかし、譚延闇はそれを否定した。要するに黒鉛鉱1万噸の代金の使途については二つの見解がある。今後の研究課題としたい。「水口山亞鉛鉱ノ二」(大正6年4月4日林公使より本野外務大臣宛)による。
  - 7) 同上参照。
  - 8) 同注1。
  - 9) 「水口山亞鉛鉱ノ二」(大正6年4月4日、大正6年4月10日林公使より本野外相宛)。
  - 10) 同注6。
  - 11) 同上。
  - 12) 中日実業に関しては『森格』、213~219頁を参照。李廷江『日本財界与辛亥革命』、中国社会科学出版社、1994年、第8章を見よ。国家資本輸出研究会『日本の資本輸出——对中国借款の研究』、多賀出版、1986年、193~97頁。「水口山亞鉛鉱ノ一」(大正6年3月26日北京森格より東京本店御中)「湖南省借款ニ關スル件」;「小生ノ私見ヲ以テスレバ日本ノ亞鉛精錬工場ハ何レモ原料礮石ノ供給不十分ニシテ重ニ海外ヨリノ供給ニ依頼セサル可カラザル

- 運命ニ在リ殊ニ歐州戰後歐州ニ於ケル亞鉛鉱石ノ需要再起致ス時ハ一層不便ヲ感ズル次第ナルヲ以テ原料礮石ノ買取ニ付テハ最モ真摯ナルベキ從来水口山ニ對スル希望者ノ執レル所ヲ客觀スルニ蟲ノ好過グル条件多ク互ニ相排擠シ抜ケ駆ケル功ヲ争ヒ眞面目ナル採算上ナリ來レル提議ヲ試ムルモノ無之哉ノ嫌アリ……又湖南省政府ハ水口山ノ礮石ハ何等カノ方法ニ依リテ処分セザル可カラザル立場ニ在リ我ヨリ購求ヲ欲セザル場合ニハ彼ヨリ売却ヲ迫ラザル可カラザルモノニシテ殊ニ歐州戰爭ノ何日休止スルヤモ見当付カザル今日ニ於テハ益々其ノ処分方法ニ腐心セザルヲ得ザル立場ニ在リ」。
- 13) 同注2。
  - 14) 「水口山亞鉛鉱ノ一」(大正5年3月27日埠領事より本野外相宛)
  - 15) 「水口山亞鉛鉱ノ二」(大正6年4月6日埠領事より本野外相宛)によれば、埠領事は湯浅との仮契約成立に関し、次のような見解をもらっている。
    - 1, 譚は狡い、仮契約は秘密裡に進行している。聯合團側の条件如何を見て、いずれか有利の方を選ぶのではないか。
    - 2, 或いは袁が督軍の許可を得ず、功を急ぐがために個人的に調印したもの。
    - 3, 湯浅が聯合團に対して先手を打つために態と調印したようである。
    - 4, 湯浅は先般黒鉛1万噸に対し優先権の付帯条件が有ると飽くまでも主張している例がある。
    - 5, 或いは湯浅は聯合團に加入しないことに不平を抱き、まずこれを牽制妨害するため、いい加減の協定を為しこれを主旨として聯合團に加入の懸りとしようとの野心あるやも知れない。
  - 16) 同上注15。
  - 17) 「水口山亞鉛鉱ノ二」(大正6年4月4日林公使より本野外相宛)による。
  - 18) 同上(大正6年4月14日本野外相より林公使宛)による。
  - 19) 同上。日本駐北京公使林權助は湯浅借款の仮契約はもう結ばれたのであるから外務省の考え方と方針を知らせてほしいと本野外相に打電した。本野の回電は以下のものである。わかり易いように番号をつけてみた。
    - 1, 湖南借款に関して大阪亞鉛は湯浅の後盾である。
    - 2, 5社協定成立前大阪亞鉛は3社と協同の関係にあるので三井、古河へ内談をもちだした。三井、古河は条件その他につき大阪亞鉛と湯浅の真意に疑を抱き、三井、古河が躊躇している内に、前記5社協定の話が進み
    - 3, 更に又3社、特に三井、古河は湯浅借款問題に対しても他面協定團に対しても頗る複雑な関係に立っている。
    - 4, 三井、古河と大阪亞鉛との間にも亦少なからざる面倒な関係がある。
    - 5, 外務省は協定團及湯浅借款に対する方針を見定め兼ねている。
    - 6, 昨今三井、古河と大阪亞鉛との間にある程度迄話し合いがつきたるものと見える。

- 7, 三井、古河2社は将来湯浅側の本契約が成立する時、大阪亜鉛と共にこれを引き受けと予想している。
- 8, 今より三井、古河2社は自ら久原、大倉との話し合いをつけておくべき旨を申し出ているので、外務省としては、協定団との折り合いさえつけば湯浅借款の成立に異存なく、これに至る手続は差し支えない。
- 9, 久原、大倉へは一二日中に右の成り行きを簡単に内話し、5社協調の必要を勧説する考えなり。
- 10, 湯浅対大阪亜鉛乃至三井、古河との関係は全然彼ら内部のこととし、外務省（当省）にては一切干渉しない考えなり。
- 20) 同上（参謀本部参秘第二一号第49中支那秘密報第48、大正6年5月4日中支那派遣隊司令部）「湖南省議会及商務総会ノ財政庁長袁家普対湯浅洋行借款反対」を参照。
- 21) 同上（大正6年4月27日堺領事より本野外相宛第26号）。同注20。
- 22) 同上。
- 23) 同上（大正6年5月2日堺領事より本野外相宛）によれば、次のものを述べている。わかり易いように番号をつけてみた。
- 1, 水口山調査の為日本技師が該地に赴きたるは公論の反対を招く種子となり、新聞及一般の公論とも俄に排目的論調を帶び来たり、中日銀行の設立も鉱石精錬所合弁も皆日本の大野心より出たるものと称する。
  - 2, 省議会は借款に対し質問書を省長に発し、保鉱会は農商部に対し、久原と欧阳振古との精錬所合弁（機密往電第8号参照）は久原が興亞公司の主人たる関係上決してこれを許可することなきよう電報した。
  - 3, 省長への質問書の要点は
    - ①借款契約の内容は如何。②日本技師に水口山踏査を許可したか。③鉱物売買に過ぎないのに何故手取り95とするか。④鉱物精錬所設立を許可したか。
  - 4, 湯浅の借款には付帯条件があり、借款550万両の内100万両を以て精錬所を設置し湯浅と合弁すべしとの密約ありとの説もある。
  - 5, 排目的風潮に伴い、5月7日の国辱記念日には記念演説会を開くべしの説さえある。もし事実であれば堺は督軍側の注意を喚起し、差し止め方を要求すべしという。
- 24) 同上（大正6年4月30日、大倉組大倉喜七郎より外務省政務局徳川家正宛）「湖南借款ノ件（四月二十九日漢口出張所來電）」による。
- 25) 同上（大正6年5月1日漢口總領事瀬川より本野外相宛）の「湖南通信写送付ノ件（大正6年4月28日）」による。
- 26) 同上（大正6年5月4日堺領事より本野外相宛第30号）による。
- 27) 詳細な内容は同上（大正6年5月19日漢口總領事瀬川より本野宛）の「湖南

通信（大正6年5月16日）」により判明する。

### 3. 省政府との借款交渉

#### (A) 国民党譚延闇との借款交渉

##### 1. 堀領事との借款交渉

譚延闇は1916年から1920年にわたって3回湖南省の督軍になって権力を握っていた。当時、湖南省も他の省と同じように、北方の「国会派」の軍隊と南方の「革命派」の軍隊との戦場になっていた<sup>1)</sup>。譚延闇が開明派の美名を博している南方革命派の軍閥と言っても、当時内戦のため、そして湖南財政難を打開するため、法外な税を省民から収奪するほか、第一次世界大戦の好機を利用して、湖南省の豊富な鉛鉱、亜鉛鉱を売って、外国からの資金調達を図った。

譚延闇は1916年の末頃から楊丙（湖南督軍府軍事参議陸軍少将）、張輝賛（少将銜大佐參謀）、袁家普らに委託して堺長沙領事と500万元の借款交渉を始めさせた。譚延闇と堺の交渉に於いて日本側は鉱山踏査を要求したが中国（譚延闇）側は1916年9月水口山と興亞公司との間の500万元の借款契約がまだ廃棄されないうちに鉱山踏査をしたら無知の人民及関係職員らに誤解されやすい、日本は水口山を合弁する準備をしていくように見られるからと、鉱山踏査を許さなかった<sup>2)</sup>。

また、譚は借款の用途が金融救済であり、行政、軍政に使用しないから単に実業借款であることを強調し、かつ湖南省官民ともども水口山は湖南省唯一の財産と思っているから、なるべく鉱物を抵当としない方がよいと述べた。譚の交渉の重点は借款の成立を図ることにあったので、湖南省の民衆と省議会からの反対を避けるため鉱山踏査をやめ、鉱石抵当以外の方法を希望していた<sup>3)</sup>。

堺領事と譚省長の間の借款会談が難航しているあいだに、前に述べたように、北京では袁家普と湯浅洋行との500万元の借款が進み、1917年4月2日仮契約の段階に入った。外務省は湯浅洋行との借款は本契約が成立するまで、譚と堺の借款談を寝かしておくという方針を取ったので、堺と譚延闇の借款交渉は中途半端になってしまった。

## 2. 三井洋行との借款交渉

三井洋行の借款交渉は1918年2月4日そして1918年3月19日上海で譚延闇、湖南鉱物総局總理蕭仲祁、協理王猷らが結んだ借款案である。三井洋行とのこの借款交渉がこれまでの水口山借款交渉の中、一番具体的にそして本契約まで結んだ契約である。また後に非常に争議のまとになった契約でもあるから、中日両国ともそれに関する史料は豊富に存在している。以下この交渉の経過をみていきたい<sup>4)</sup>。

何故湖南鉱物総局の借款は湖南省ではなく、上海で交渉したであろうか。それはやはり当時の鉱物局の財政に由来する。第一次世界大戦が勃発し、中国とドイツが交戦状態に入ると鉱物総局と深い関係にあったドイツ社和洋行は契約どおりに鉛鉱を引き取りに来られなくなった。それで白鉛鉱7, 8万噸は堆積されたままとなった。鉱物総局の運営は元々、鉱石を売ることによって代金をもらう形になっているが、今やドイツが戦争で鉱石を取りに来られないから、当然代金も入ってこない。鉱物総局はもともと湖南銀行から借金があり、今一層資金窮乏のため、已に湖南銀行に4, 5百万両の借金がたまっていた<sup>5)</sup>。

1916年から1917年4月まで湖南省は米、英、特に日本と借款会談を続けたが、その中でただ一つ1917年の初め、湯浅洋行との間に黒鉛1万噸の売却案だけが成立した。鉱物総局の最初の考えでは礼和洋行と解約したら、戦争中軍需原料の鉛鉱をよい値段で売り、高い利益が得られる想定していた。欧洲大戦で今までドイツに独占された湖南の鉱石は今や日本にそれに携わるチャンスを与えた。鉱物総局は何回も入札をつのり、日本の商社も熱心に応募したが、しかしあまりにも高い値段であったので、買えなかった。こうして湖南省鉱物総局の売鉱計画は失敗に終わった。かくして今度は鉱物総局が借款の成功を期待した。ちょうど1917年の夏、秋の間、上海華僑聚益公司代表が湖南に鉛鉱を買う話をもって来た。財政窮乏の鉱物総局にとって、又湖南省にとってそれよりよい話はない。鉱物総局は總理蕭仲祁、協理王猷を上海に派遣し、交渉の任に当たらせた。しかし1年近く交渉しても結局成功しなかった<sup>6)</sup>。上海華僑聚益公司との売買鉱石はうまく行かなかったのである。そこで蕭仲祁、王猷らは上海で譚延闇に会ってから、売鉱交渉を三井洋行に移して交渉を始めたのである。

### （1）水口山鉛鉱購入前渡金（黒鉛鉱6千噸）の借款交渉

1917年は中国にとって「混乱」の1年である。南北対峙、張勲復辟、そして中国の参戦の年である。1917年7月1日張勲復辟（7月1日～12日）、参戦問題で大總統黎元洪に革職されていた段祺瑞が國務總理に戻った。1917年8月6日段祺瑞は彼の寵信する傅良佐を譚延闇のかわりに湖南省の督軍（8月8日～11月18日）に任命した、それで譚延闇は9月1日に茶陵に帰り、後、上海に行った。その時譚延闇は上海で鉱物総局の總理蕭仲祁、協理王猷に会った。水口山の借款会談について譚は1916年の末から壇長沙領事と長く接触してきた。水口山の借款交渉であるから当然鉱物総局の總理蕭仲祁、協理王猷と接触もあった。鉱物総局と聚益公司の間の買鉱交渉がだめになった話も譚延闇が蕭、王から聞いた。傅良佐は湖南督軍になり、譚延闇は省長の職に止まっている。譚延闇は省長として上海で三井洋行との借款会談を始めたのである。譚延闇は1917年の湯浅借款案以来、資金の獲得には借款より早道がないと主張していた<sup>7)</sup>。譚延闇、蕭仲祁と三井洋行との間に、まず黒鉛6千噸壳鉱会談が秘密裡に進行した。そしてこの契約は1918年2月4日に成立した。契約を結んだ2日後の2月6日に譚延闇は湖南鉱物総局の協理余煥東に打電した。蕭仲祁、王猷も間もなく余煥東にそのことを知らせた。蕭、王にとってすでに聚益公司との間の売鉱交渉がだめになっていたから、この6千噸の売鉱契約を結ばなければ鉱物総局の使命は達成されないと考えた。しかし余煥東は白鉛鉱ではなく、黒鉛鉱を6千噸も日本に売ったら、既に修復した黒鉛精錬所に必要な原料が足りなくなると考え、黒鉛精錬所の見地から譚、蕭に相談した上で売鉱の契約をしてほしいと回電した。しかしもう遅い。既に契約は結ばれてしまったのである。譚延闇は何故三井洋行と契約を結んだのか余煥東に送った次の電文から分かろう。

「湘待款急、非壳砂、無由得現、三井但得黑砂、不必看貨、立即交現、昨已定約交款、並電達聯帥、以應急需、且砂非一次交付、將來且產且運且付且煉、尚有伸縮餘地、權衡緩急、必邀見諒」<sup>8)</sup>

湖南省は資金が急いで必要である、資金を得るために鉱砂を売るしかない、三井洋行は黒鉛の現物を見ずに直ちに現金を渡すという、そこで昨日契約を締結し、資金もすでに入手したと譚延闇は言っている。しかもその資金を湖南省の財政を援助するというより、南北交戦中の南方

護国軍政府（1917年9月1日～1918年5月4日）聯合司令官譚浩明の軍費に当てると明記してある。要するに譚延闇は孫文の護法運動を直接支持しているのである<sup>9)</sup>。問題は日本の三井洋行は何故譚延闇とその借款契約を結んだか。譚が現省長の身分であったからである。南北戦争中、日本は北洋の段祺瑞政府に大量の政治資金を提供した。他方湖南出身の護国軍側の譚延闇を側面から援助したのである<sup>10)</sup>。それだけではない、日本は第一次世界大戦のチャンスを利用してドイツの在華権益、山東以外湖南省にとれる軍需原料の亜鉛鉱を獲得する策を取った<sup>11)</sup>。三井洋行の交渉もやはりこの基礎に立って進行した。譚延闇は1916年末から、堺長沙領事を始め、日本の聯合団とも接触したし、湯浅借款の経験もあり、三井洋行は譚延闇の湖南における実力を知っている。幸い鉱物総局の總理蕭仲祁らも上海に来ている。鉱物総局の代表が一緒に出て来たら売鉱の話もまとまりやすいと判定し譚延闇は蕭仲祁らを誘った。譚延闇の思った通り、契約は設立した。売鉱の数量に関して、譚延闇は7、8千噸を売りたかったが、蕭仲祁は6千噸まで許した。その主な内容は以下のようである。

1. 三井洋行は鉱物局から水口山現存の黒鉛6千噸、整碎各半、去年湯浅洋行が購入したものに基準にする。

2. 1噸に付き上海規銀45両

3. 全部で上海規銀27万両

鉱石代価27万両の中の20万両は1918年3月9日に湖南銀行漢口分行に奉りこまれた。漢口分行長唐之夏は鉱物総局に知らせた。鉱物総局は最初、その20万両を湖南銀行（総行）に返済するつもりで連絡したが、湖南銀行は直ぐにはそれに応じなかった。まもなく湖南銀行は略奪されて一時停業した。後、鉱物総局が再び湖南銀行に連絡したとき、唐は漢口を去っていた。売鉱から得られた20万両は結局湖南銀行への借金用として返済されなかつばかりか、その20万両は後、北洋軍が長沙を占領したとき、湖北王占元督軍はその20万両を漢口正金、住友銀行内に差し押さえてしまい、鉱物総局はその資金を自由に使えない状態になってしまった<sup>12)</sup>。27万両の中の7万両は譚延闇に渡され、前に述べたように譚はその資金を粵桂湘聯軍総司令譚浩明の軍費に援助した。

(2) 鉛及亜鉛鉱10年一手販売（白鉛鉱20万噸）の借款交渉

譚延闇、蕭仲祁と三井との間に1918年2月4日に結ばれた黒鉛鉱6千噸売鉱契約のほか、さらに1918年3月19日に水口山産出鉛及亜鉛鉱10年一手販売契約（白鉛砂20万噸並鉱物総局黒鉛塊及鉱局自煉有餘之黒鉛砂合同）をも結んだ。それもまた秘密裏に進行したものである。鉱物総局の協理余煥東は上海の蕭仲祁から手紙とその契約の写し（日付は4月5日）をもらって始めてそれを知った。その内容を見て大変愕然としたと余煥東は言っている。蕭仲祁は4月15日の日付でさらに日本金30万元の領収書を余煥東に送った。元銀14万5千125両に両替して蕭仲祁から譚延闇に渡した。譚延闇はその領収書に省長の個人が使っている判子を押している（譚は1917年12月7日より18年3月27日まで督軍兼省長である）。日付は1918年3月20日になっている<sup>13)</sup>。要するにこの3月19日の契約は前の2月4日の契約と同じように鉱物総局の許可を得る前に秘密裏に結んだものである。鉱物総局の官印が押捺されていない。正式の契約書も湖南省庁に送っていない状態である。

この二つの契約は鉱物局総辦呉庚の就任する前のものであるから鉱物総局の協理余煥東が交渉の任に当たっている<sup>14)</sup>。白鉛鉱20万噸契約の要点は以下のようである。

1. 10年一手販売権

2. 鉛石代金日金250万元

3. 譚延闇と湘粵桂聯軍の意見が一致したとき日本金30万元を交付する<sup>15)</sup>

3. 譚延闇の借款交渉の結果

(1) 張敬堯の反対

1918年2月、3月間、譚延闇、蕭仲祁と鉱物総局との間の話し合いは未解決のまま、三井洋行の百瀬信好が蕭仲祁の書いた領収書を鉱物総局にもって来て、黒鉛鉱千噸の引き渡しを要求した（領収書は6枚、1枚千噸になっている）<sup>16)</sup>。1918年3月北洋軍閥が長沙を占領した時、段祺瑞は湖南省の督軍兼省長を北洋系軍人の張敬堯（1918年3月27日～1920年6月29日）に任命した。張敬堯は湖南省督軍、省長の位に就いたばかりで黒鉛鉱売買契約について未だ具体的な内容を知らなかった。鉱物総局協理余煥東は最初張敬堯の許可を得て千噸の黒鉛鉱を三井側に引き渡した。4月5日三井洋行は残りの黒鉛鉱を引き取りに来た。しかし今度

は張敬堯はそれを許さなかったのみならず4月2日の1千噸の黒鉛鉱のうち運び終わらない分があればそれも即座に引き渡しを中止すると命じた。三井洋行はそれを知り、既に船に積み込んだ740噸の黒鉛鉱を急いで運び去った。三井側はそれは単に「以価売鉱」の商業行為と主張し、740噸以外の黒鉛鉱を請求したが、張敬堯省長と鉱物総局の意見は2月4日三井と結んだ契約は鉱物総局の官印を押捺していない、そして鉱物総局と湖南省署ともそれに関する記録はない、また27万両の鉱石代価も未だ鉱物総局に送って来ていない、その契約は全く譚延闇、蕭仲祁らの個人的行為であるという理由で三井の要求を拒否した。

上海三井洋行側は鉱物総局の総責任者協理余煥東と前述の2契約について交渉したが話がうまくまとまらないので林公使に中日の外交交渉に移してほしい旨を依頼した。中国外交部は1918年4月18日張敬堯督軍に打電し、林公使の照会によれば、湖南鉱物総局は三井洋行と結んだ鉛鉱6千噸売却のうちの一部分は三井に引き渡したが残りの大部分は鉱物総局に押留されている、日本側はそれを早く返して欲しいと要求して来ていると伝えた。これは上述2契約に関する中日外交交渉のはじまりである。張敬堯は4月23日それについて外交部に返電した<sup>17)</sup>。張敬堯は鉱物総局が何故三井の購入した鉛鉱を押留したかについて、以下の数点を指摘した。これは主として鉱物総局の協理余煥東の意見を参考にしたものである。

1. 三井洋行は湖南鉱物総局で鉛鉱を購入したのではなく、上海で譚延闇と前湘鉱物総局総辦蕭仲祁等と個人の名義で黒鉛砂6千噸を購入したものである。価銀20余万両である。
2. 湖南省公署と湖南鉱物総局に於いて記録はない。
3. 省長と鉱物総局の官印がない。
4. 鉱石代価は未払い。
5. 最初鉛砂の売却は営業的な性質を見て、「如数照発」したが、その契約は無効であることが分かったので早速鉱物総局に既に引き渡した鉛砂（粉碎した鉱石）を押留せよと命令したが、三井はそれを知りすでに船に積み込んだ740噸の鉛砂を運んで行った。その740噸の返済を目下長沙領事埠と交渉中である。
6. 個人の契約なので無効と見るしかない。もしこの6千噸の契約を

認めると、第二の契約（3月19日）の10年間一手販売権も関連してそれも認めるしかないことになる。そうすると湖南の鉱物は日本のものになる恐れがある。

7. 該案はすでに中央（北京政府）との交渉に移され中日間の外交問題になったので、張敬堯は中国外交部の見解を支持するよう希望する。

中国外交部は張敬堯の意見を受け入れ、中国側は正式に鉛鉱契約を否認した旨を4月26日林公使に打電した。林はその内容を4月28日外務省に送った。

張敬堯は何故強く譚延闇らが結んだ2契約を否定したのであろうか。周知のように譚延闇は国民党の領袖の一人で、死後国葬されたほどの人物である。彼は民国2年二次革命のとき孫文の命令を受け湘軍を率いて袁世凱を討伐したが、失敗して湖南省の督軍の職を失った。後、袁は帝を称し譚延闇は孫文の命令を受け護國軍を組織した。1916年6月6日袁が死んだ後、黎元洪が大統領の位に就いた。譚延闇は黎を支持し、黎は譚延闇を再び湖南省の督軍に任命した（1916年8月3日）。1917年参戦問題で大統領の黎元洪と国務総理の段祺瑞は意見が違って、段は国会を解散し、黎元洪は段の国務総理の任を解いたが、段はそれに従わなかった。同年張勲復辟事件が起こったとき黎は大統領の位を馮国璋（1917年8月1日）に任せた。復辟事件は主として段祺瑞によって平定されたから、復辟事件後、段が国務総理の位に戻り政治大権を握った。譚延闇は黎元洪の親信であるから、黎が勢力を失えば、段は譚延闇を重用する訳がない。1917年8月8日に段は傅良佐を湖南督軍に任命し、9月9日にその位についた。譚延闇は9月1日茶陵の古里に帰って、電報で湖南省長の任を辞任し、まもなく変装して上海に行った。その間、省長の職は一時周肇祥が代理した。1917年11月4日南北の戦いで傅良佐が出走、護國軍が長沙に入ると湘省紳商が譚浩明を督軍、程潜を省長に推したが、譚延闇はそれに反対であったから結局譚も程もその位に就かなかった。そして、譚は同年の12月7日に馮国璋の任命で署理湖南督軍兼署省長（1918年3月26日まで）になった。1917年9月護法運動が起り、1918年には譚延闇は孫文の護法運動を援助し60万を提供したという。1918年3月27日張敬堯は北京政府によって湖南督軍兼省長に任命された。同年

7月譚延闇は護法軍政府に湖南督軍に任命され、郴州を根拠地にし、長沙にいる張敬堯と対峙した<sup>18)</sup>。

北洋派段系の張敬堯が政敵である国民党派の譚延闇と日本の三井との間に結んだ契約を否定したのは意外ではない<sup>19)</sup>。張敬堯が三井借款を否定する文のなかに譚延闇は党人、湖南政府と湘粵桂総司令部は党人機関、2契約とも党人が湖南を占領したとき結んだものだから、その2契約は全く譚延闇の個人的な行為である、張敬堯は、契約書に譬え譚延闇が湖南省長兼督軍と署名したとしても<sup>20)</sup>そのとき譚延闇は上海に寄居し湖南省長及督軍の職に就いていない状態であるから譚延闇の個人的行為は湖南省軍政、民政には係わらないと主張した。張敬堯はつまり南方政府（護法運動）を支持した旧国民党系の譚延闇らの権限を全面的に否定したわけである<sup>21)</sup>。

## （2）日本側の見解

### a. 三井側の意見

中国外交部は鉛鉱契約を正式に否認し、4月26日林公使に打電した。林公使はその内容を4月28日外務省に送った。間もなくそれを三井に知らせた。興源公司理事古田慶三、福地信也は4月30日小幡酉吉外務省政務局長に宛てて中国北京外交部の述べたことは全て理のないことと強く抗議した。抗議の内容は次のものである。

#### 1. 個人的な契約であり、公式的な契約ではないということについて：

鉛鉱売買契約は当時湖南省長兼督軍譚延闇、湖南鉱物総局及湖南財政厅長全權代表等と締結した公式の契約であるのでその手続は間然するところがない。契約書の第四条に於いて湖南省長兼督軍、湖南鉱物総局、財政厅、湖南省銀行らは本契約に対し連帶責任を負うと記載してあるから本契約の相手方は湖南官庁であり、一個人一私人との契約ではない。又契約書は6通を作製し、各通とも湖南鉱物総局の官印を捺印しているので後の証として正式の契約である。

#### 2. 湖南公庁及び鉱物総局において記録の微すべきものがないということについて：

記録の有無は中国の対内関係である、また南北の政争及びその消

長により何度か督軍又は省長の更迭を来すことあるも本契約の効力は左右されるものではない。

#### 3. 代金は未払いということについて：

契約調印の当日 6千噸鉛鉱に対する代金の全部は湖南当局に交付した。それは領収書及びその銀行預金によって分かる。

#### 4. 本契約を借款契約と見做し、中央政府の認可を要することについて：

本契約は通常の商取引であり、純然たる売買契約である。

#### 5. 三井洋行は、若し本件を不利に陥らせるならば、対支事業の将来に対して極悪の例を残すことになるから、外務省の尽力を希望する<sup>22)</sup>。

##### b 林公使、外務省の見解

日本外務省がこの契約をどう見ていたかは、1918年5月3日後藤新平外務大臣が林公使に宛てた電文より窺える。

「協定團側ニ確カメタルニ本件契約ニハ湖南鉱物総局ノ官印捺印シアルモ省長ノ官印ハ無之趣又鉱石代価二十七万両ハ本契約調印ノ当日全部支那側ニ交付済ニテ右ノ内二十万両ハ支那側ヨリ漢口正金及住友兩銀行支店ニ預金中ニテソノ他ノ七万両ハ已ニ支那側ニテ費消セルモノノ如シトノ趣ナリ」<sup>23)</sup>。

三井洋行（協定團）の調べでは本契約は湖南鉱物総局の官印を捺印してあるが省長の官印は捺印していない。張敬堯の湖南鉱物総局の官印が捺印していないとの主張とは違っている。また鉱石代価27万両は調印の当日全部支那側に払い済と言っている。それに対して鉱物総局側はその代価は鉱物総局に届いていないというが、日本側は27万両の中20万両が現在漢口の正金、住友両銀行に預金してある。残った7万両は支那側が費消したと言う。日本側は三井側の意見に基づいて5月15日林公使は「帝国臣民の正当なる権利を侵害し商取引の自由をも阻害するもの在華権益を損失ないように中国外交部に公正切実な考量を加えるよう」と、直接陸徵祥外交総長と交渉を開始した。<sup>24)</sup>。

日本の要求に対して中国側は各省鉱山乃至官有財産引き当ての借款は中央政府の承認を得ないとときは無効であると主張していた。またこの借款に関して当時盧護軍使（永祥）に在上海総領事の注意を喚起させたに

もかかわらず日本商人がこれを無視して契約を締結したのはわざと南北の戦争を利用し且南方派を援助するとみなされ善意の商取引ではないと述べ、頗る強硬な態度を取った。

林公使は5月18日後藤新平外務大臣に宛てた電文の中で、「契約ハ單純ナル商行為ナルヲ以テ政治上ノ関係ヲ籍ロシ之レヲ消取スコトハ不条理」と中国側の措置を批判した。その一方、林は正面より中国を屈服させることは当面甚だ困難と見て、側面から船津辰一郎書記官に鉛石代金を中国側（曹汝霖）に引き取らせ幾分なりとも財政の逼迫を緩和する方が得策なることを説得させ、解決の道を図った<sup>25)</sup>。

しかし、三井洋行は前渡し代金を既に譚延闇に渡してあると主張した。林公使はまず三井と打ち合わせた。三井側との協議の結果「此際更ニ法律上ノ手続ニ依リテ同問題ヲ糾紛セシムルヨリモ寧ロ現状ノ併トナシ置キ万一鉛石引渡問題解決前ニ於テ引出請求アリタル場合ニハ適宜ノ措置ヲ為スコト」とする。三井側は鉛石引き渡しの問題が落着後、正金銀行、住友銀行にある預金を引き出すほうがよいという措置を取った。外務省は三井側の意見を受け入れた<sup>26)</sup>。

しかし、中国北京政府は終始張敬堯の論拠を支持し、已に引き渡した740噸の黒鉛鉱を返さない限り、20万両を返さないという措置を取って、三井借款の正当性を否定した<sup>27)</sup>。日本側はそれが正式な契約であるとの見解を堅持した。双方全く違う論理に立っているから、のち鉛物総局が水口山鉛石を500万噸上海広芸公司に売却したとき（1918年8月初）、直ぐに論議されることになったが、この問題は未解決のまま、懸案事項になっていた<sup>28)</sup>。

結局、譚延闇と三井洋行の間に締結した借款契約は1918年12月まで懸案のまま残った。この契約の論議の焦点は主に1918年2月4日締結した水口山黒鉛鉱6千噸の売買契約に集中していた。この売買契約について、一年ほど交渉した後、1919年4月4日に双方協議解約した。3月19日の一手販売白鉛鉱20万噸契約については鉛物総局はその契約を1923年3月まで履行しなかった、日本側はその契約に関してすでに前渡し金30万円を渡したので依然として一手販売の権利を保有していると主張した。要するに1918年3月19日の契約は未解決のまま残っていた<sup>29)</sup>。

（B）北洋軍閥張敬堯との借款交渉

## 1. 正金銀行、中日実業、三井洋行との借款交渉

1918年3月、張敬堯が湖南省の督軍兼省長になった。彼が湖南省に入ったとき、湖南銀行にある預金は全て譚浩明に奪われた。張敬堯は譚延闇の借款契約を否定した後、湖南財政は依然として窮乏の状態で、軍費は一切中央の支出に求めたが、行政費だけでも尚数百万元の歳入不足があり、省内の金融機関は混乱して紙幣の増発による融通は不可能の状態であり、湖南銀行発行の紙幣の整理及び新設裕湘銀行の資金調達が以下の急務であった。新任督軍張敬堯は資金を借りるところがない。そこで張も資金調達の方法としてやはり譚延闇が取った借款の道に沿って、水口山の鉛山を抵当として借款を求めた。彼は北京、上海で外国商人と借款の協議をした。以下では張の日本との借款交渉を中心にして見る。

張敬堯が孫廷林に委託し、まず、1918年6月、横浜正金銀行に300万元の借款を申し込んだ。正金銀行の小田切は三井洋行との前約があって、いろいろ打ち合わせがいるとの理由で、直ぐには返事をしなかった。

正金銀行からの返事がなかなか来ないので、同じ借款談を孫廷林はまた、大倉、古河の方にも持っていたが、何れも音沙汰なしのままであった。

正金銀行からの借款交渉がだめになった後、引き続き、1919年3月以後、張敬堯は湖南鉛物総局局長張榮楣を派遣し中日実業、三井洋行に別々に300万元の借款交渉に当たらせた。中日実業は途中でその借款案を放棄した。三井は湖南鉛物総局が三井洋行との例の契約が未解決であるので、この新しい300万元の借款談に入る前にまず三井以外の聯合団（六社團）の意見を求めた。1919年3月からは張は三井側と交渉した。

## 2. 張敬堯の借款交渉の結果

### （1）正金銀行小田切の意見

1918年6月横浜正金銀行に対する300万元の借款交渉は、正金銀行側の代表者小田切万寿之助が極力その借款の成立に尽力したが、湖南省鉛物総局には既に三井洋行との契約があるので、小田切は三井洋行と相談したが、意見が纏まらず、結局正金銀行は今の状態では単独でその借款に応ずる時期ではないと見て、その借款案を否認した。小田切は「湖南省申出テ借款參百万円ノ件此機會ヲ以テ既約水口山契約ト結ビ付ケテハ如何ト考へ其方面ニ極力尽力シタルモ相談纏リ不申本行ニ於イテ単独此

種借款ヲナスコト希望不致ニ付乍遺憾湖南省側及孫廷林ニ程好ク断リ可被成」と述べ、三井との以前の契約があるとしてこの借款に応じなかつた<sup>30)</sup>。

## (2) 三井洋行の立場

張敬堯の三井に対する300万円の借款交渉はどういう結果になったのであろうか。聯合団側が1918年4月18日対水口山借款のため結成した興源公司（三井鉱物株式会社内にある。第2章注5及び本章注4参照）は三井洋行が鉱物総局と先約があり、また南北合議まで今の不安な政情の下では到底契約を結ぶ適切な時期ではないと主張した<sup>31)</sup>。特に張敬堯統治下の湖南省は政治が乱れ、紙幣は濫発され、裕湘銀行を成立させるため、きびしく省民から収奪しているので、もし彼と契約を結んだら、後政権が交代したときその契約は無効になる恐れがあると三井も張敬堯からの300万元の借款申し込みを堅く断った<sup>32)</sup>。

## 註

- 1) 袁世凱没後の湖南の政情についてはジェローム・チエン『毛沢東——毛と中国革命』、38~43頁を参照。ジョナサス・スペンス、前掲書、206頁。
- 2) 「水口山亞鉛鉱ノ二」（大正6年4月3日堺領事より本野外相宛）を参照。
- 3) 同上
- 4) 三井洋行とは三井物産株式会社の中国向けの呼称。本文に於いては中国外交部の用いている三井洋行を使う。聯合団は最初は三井鉱山株式会社、古河鉱業会社、大阪亞鉛鉱業株式会社の三つの鉱業会社により結成された。その後、久原鉱業会社、大倉鉱業株式会社も加入し、5社になった。最後になって鈴木商店も入って、6社になった。このとき、三井物産株式会社は事実上、以上の6社を代表して、交渉の任に当たっていた。大倉財閥研究会『大倉財閥の研究——大倉と大陸』、近藤出版社、1982年、167~170頁。外務省外交史料館所蔵3門3類2項55号「興源公司関係一件」などを参照。
- 5) 中央研究院近代史研究所檔案館所蔵「外交檔案03-03 32-(1) 湖南水口山鉛礦案」（収湖南省長咨文七年（1918）五月十五日）「計咨送抄錄鉛務總局協理余煥東原呈與合同抄單二紙照抄湖南鉱物局協理余煥東原呈」を参照。
- 6) 同上。
- 7) 「水口山亞鉛鉱ノ二」（大正6年5月19日瀬川漢口総領事より本野外相宛）中の「一湖南借款の件」（大正6年5月16日通信）。
- 8) 同注5。

- 9) 「水口山亞鉛鉱ノ二」（大正7年4月15日漢口総領事瀬川より本野外相宛）及び伝記文学雑誌社『民国人物小伝』第2冊、1981年、332~333頁などを参照。1918年譚延闇は孫文の護法運動を援助するため60万元を提供したという。もし三井洋行との借款が成功したら、まず資金が入る。1918年2月4日の借款で鉱物総局は27万両を得た。その中の20万両を漢口湖南銀行（後、正金、住友の両銀行に預金した）に貯金したが、残りの7万両は譚延闇が個人の名義でもらったという。その7万両の資金が孫文の護法援助金に回った可能性もある。
- 10) 池田誠『中国現代政治史』、法律文化社、1969年、175頁に「このころ日本政府は——必ずしも完全な統一的な対華外交方針がなかった」とある。
- 11) これに関して、前にも述べたが、林公使、堺長沙領事、瀬川漢口総領事、横浜正金銀行小田切取締役、中日実業森恪らが湖南借款の有利さを頻りに日本政府に報告した。
- 12) 同注5。
- 13) 同上。
- 14) 「水口山亞鉛鉱ノ二」（大正7年2月15日堺領事より本野宛て電文）には以下のように述べてある。「蕭仲祁ハ局長ノ職有之居モ昨年九月以来上海ニ去リテ其任ニ有ラズ難癖ヲ付ケレハ逃セルモノトモ称セラレ得ヘシ」。
- 15) 3月20日に譚延闇は蕭仲祁からその30万元を領収したから、聯軍総司令譚浩明との意見一致に達しただろう。
- 16) 同注5。
- 17) 中央研究院近代史研究所「外交檔案03-03 32-(1) 湖南水口山鉛礦案」（収湖南督軍電七年四月二十三日）「復巧電（十八日）扣留砂事」。
- 18) 前掲『湖南近百年大事紀述』湖南省志第1巻、359~369頁。劉壽林編『辛亥以後十七年職官年表』、中華書局、1966年、37~73頁。陶菊隱『北洋軍閥統治時期史話』第4冊、三聯書店、1957年、17~90頁。秦郁彥『世界諸國の制度組織・人事1840~1987』、東大出版会、1988年、53頁。李新・孫思白主編『民国人物傳』第2巻、中華書局、1980年、134頁。章開沅主編『辛亥革命辭典』、武漢出版社、1991年、423頁。『民国人物大辭典』、河北人民出版社、1991年、958頁、1645~46頁。伝記文学出版社『民国人物小伝』第2冊、1984年、332~33頁。譚伯羽『譚祖安先生年譜初編』、中国交通建設学会、1964年、45~47頁。『東方雑誌』第14巻1917年第12号210~14頁、同第15巻1918年第1号、191~203頁、212~213頁、同第15巻第5号、214頁、同第15巻第7号、211頁。陳錫祺主編『孫中山年譜』第2冊、1991年、1094~1102頁、などを参照。
- 19) 池田誠、前掲書、175頁を参照。
- 20) 中国側の史料は湖南鉱物総局の官印が捺印されてないと記しているが、日本

- 側の史料は「湖南鉛物総局の官印捺印シアルモ省長ノ官印ハ無之」と記している。
- 21) 中央研究院近代史研究所経済檔「水口山鉛礦案03-03 32-(1)」(収湖南省長咨七年五月十五日)「三井洋行購鉛砂事抄送合同等件希核辦見復由」を参照。
  - 22) 「水口山亞鉛鉱ノ三」(大正七年五月)(大正7年4月30日興源公司理事古田慶三福地信也より小幡西吉外務省政務局長宛て文)を参照。同(大正12年3月13日興源公司常務理事神崎正助より外務省亞細亜局長芳沢謙吉宛)によれば興源公司は1918年3月19日に成立した契約の債権者であり、表面の名義は三井洋行となっている。『日本の対支投資』下、802頁には興源公司もその後解散し、借款名義は三井物産であったと書いてあるが日本外務省所蔵の「水口山ノ三」(前出興源公司神崎理事より芳沢亞細亜局長宛)によれば興源公司は1923年まで存続していた。また同書802頁および前掲『大倉財閥の研究』、168~169頁には大倉、三井、藤田、鈴木の4社の均分出資による興源公司が譚延闇及び湖南官鉱局と1918年2月4日契約を結び、続いて3月19日の契約は上述4社の外、古河鉱業会社の5社均分出資によると書いてあるが、前出「水口山ノ三」(興源公司理事古田慶三より小幡政務局長宛)及び同(大正11年1月23日池永林一長沙領事より内田外相宛)によれば三井物産株式会社は事實上、古河、久原、大倉、三井、大阪亞鉛、鈴木商社の6社代表者として上述二つの契約を締結した。
  - 23) 「水口山亞鉛鉱ノ三」文中の協定團が三井洋行の事を指している。
  - 24) 前掲「湖南水口山鉛礦案」(収日本林使函民国七年五月二十二日)「三井洋行在湘所購鉛砂仍請轉商放行由照譯日本館來函」。「水口山ノ三」(大正7年5月15日林公使より陸外交總長宛)
  - 25) 前掲「湖南水口山鉛礦案」(発日本林公使函民国七年五月二十九日)「三井私訂購砂合同仍難承認由」。「水口山亞鉛鉱ノ三」(大正7年5月18日林公使から後藤外相宛て電文)を参照。同じことを北京外交部が駐日本公使章宗祥に小幡外務省政務局長と交渉するよう依頼した。前掲「湖南水口山鉛礦案」(発駐日本章公使公函民国七年五月三十日)「三井洋行私訂合同購買鉛砂事由」を参照。「水口山亞鉛鉱ノ三」(大正7年5月15日林公使から陸外交總長宛て公函)を参照。
  - 26) 「水口山亞鉛鉱ノ三」(大正7年5月13日瀬川漢口総領事より後藤外相宛の文)を参照。
  - 27) 前掲「湖南水口山鉛礦案」(収農商部咨民国七年十二月二十一日)「蕭仲祁與日商訂售砂合同案請查核見復由」には「惟查存漢之銀二十万両至今未動黑鉛砂僅交過七百四十噸為數無多在彼一日不退砂在我即不退價係可堅持到底」とある。
  - 28) 「水口山ノ三」(大正7年9月21日八木領事代理より張督軍兼省長宛)。同上

- 「湖南水口山鉛礦案」(収農商部咨民国七年十二月二十一日)「蕭仲祁與日商訂售砂合同案請查核見復由」には「数月尚未准復現在仍在憲懸宕之中」とある。
- 29) 「水口山亞鉛鉱ノ三」(大正8年2月2日内田外相より八木長沙領事宛)には次のように述べている。  
「契約締結當時トハ諸般ノ状況一変シ我方ニ於テ最早斯ル鉛石ノ需要ヲ感セサルニ至リタル次第……寧ロ此際該契約を解除シ漢口正金及住友銀行ニ預金シアル本件代金ハ日本ニ取寄セ鉛石ハ支那側ニ於テ隨意ニ处分スルコトト致度」。同「水口山亞鉛鉱ノ三」(大正8年4月7日八木元八長沙領事代理より内田康哉宛)の書函による。同上(4月22日王丙坤書函)を参照。この契約の解約によって漢口に於ける預金20万両は三井が取り戻した。利息も付いて、合計銀8千721両5錢2分を三井に支払った。譚延闇の費消した7万両に関する解決の方法として、譚延闇にその責を負わす様三井より直接交渉し、万一譚延闇が多種の理由により、責を負わない場合、湖南鉛物総局がその責任を負うべしとなっており、中国側の責任が明確になっていない。この解約書は湖南鉛物総局長張榮楣と三井洋行經理鈴木治朗との間に協定したものである。しかし、黒鉛鉱契約が譚前省長及鉛物総局前総理蕭仲祁が個人名義を以て結んだもの、鉛物総局を経て正式に定立したものではないから、北京政府はその解約を承認できない、協議解約であると言う。湖南鉛物総局はこれから若し湖南省官有鉛産を売買するとき、鉛物総局以外からは買入れない様という目的がある。「水口山亞鉛鉱ノ三」(大正12年3月13日興源公司常務理事神崎正助より芳沢謙吉外務省亞細亜局長宛)を参照。
  - 30) 「水口山亞鉛鉱ノ三」(大正7年6月13日横浜正金銀行小田切より外務省政務局小幡賢臺(西吉)宛)を参照。
  - 31) 外務省外交史料館所蔵「対支借款雑件(湖南省之部)」(官銭局対正金銀行明治43年4月、9 鉛物総局長借款申出)。(大正8年3月26日八木元八長沙領事代理より内田外相宛)。同上第一課岡部(外務省書記官)より政務局長宛、日付が書いていない。
  - 32) 前掲「湖南近百年大事紀述」、1966年、380~410頁を参照。

### おわりに

水口山借款は1910年正金銀行取締役小田切の斡旋によって始まった。小田切は水口山の借款を利用して湖南省との経済関係を密接にする端緒を開いておいて、実業その他の面に於いて他国を凌駕する基礎を築く事

こそ日本に取って得策という考えを持っていた。この考えは日本政府に認められて具体的には湯浅洋行、三井洋行などが実際に交渉を開始した。

水口山をめぐる中日間の借款交渉は中日間の需給関係の上に成立したものである。特に第一次世界大戦中、湖南省はドイツの礼和洋行との契約を破棄して、より良い条件で鉱石を売ろうとしていた。日本はドイツ、イギリスが欧州戦争に忙殺されている隙を利用し、对中国借款（投資）によって、軍需原料の鉛鉱、亜鉛鉱をドイツの代わりに独占する意図があった。日本の商社は高利益を追求するため、敢えてハイリスクを冒した。最初各商社は争って競争したが、後政府からの聯合団結成の懇意に応じた。要するに商社の利益を国益と一致させようとした。第一次世界大戦に於いて、日本は単に段祺瑞の北洋政府を援助しただけではなく、南方政権の国民党派の譚延闇にも接触し、日本は譚延闇の湖南省に於ける政治実権を認め、なるべくその借款が成立するよう協力した。しかし、この期間の借款交渉は中国の南北の内戦の最中に当たり、北洋軍閥と南方革命派の権利闘争に巻き込まれ、不安定な政情、そして湖南省民の排日を前にして、日本の湖南に対する借款の態度が積極論から慎重論へ転換した。日本として对中国投資にどう対応するかは改めて考え方直さなければならなくなつた。